

広域対応でよりよい情報保障を 「地域社会」の枠外にある様々な通訳ニーズ

社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会 理事長 植野圭哉

障害者自立支援法によって、手話通訳

派遣事業が地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）として位置付けられ、その実施主体が、県広域から市町村へと変わっていきました。これに伴い、手話通訳派遣事業の運営管理と地域社会が密接に関わりを持つようになってきました。

地域密接でよくなった面がある一方、以下の場合には、県内複数市町村、あるいは県外も含めた広域派遣で対応したほうが、よりよい情報保障が可能になると考えます。

①通訳が必要な場面が居住地域外にある場合

例―市外の学校での、PTAの集まり、病院への通院。遠く離れた実家での冠婚葬祭や家族会議。交通事故等で警察からの聴取が居住地域外でなされるときや、

旅行先で病気で倒れたとき。



②個人情報やプライバシーに関わる通訳

例―家族内のトラブルやいざこざで、学校や警察などに呼ばれたりしたとき。不動産などの購入時に生じる不動産屋さんや銀行などとの打ち合わせや手続き時。これらのケースについては、「プライバシー性の強い通訳ニーズに配慮しながら支援してもらえるか」という、強い不

安や懸念を覚える聴覚障害者が意外と多く、「顔見知りの居住地域の手話通訳者に知られたくない。できれば、居住地から離れた地域の手話通訳者に来てもらいたい」という思いにつながる。



③専門分野における通訳

例―高度な行政用語の飛び交う場面や、学術論文発表など。この場合、専門分野を得意とする（慣れている）手話通訳者の派遣が必要となるが、一地域に登録している通訳者の範囲だけで対応するのは難しい。対応できる人材が他地域にあれば、そこに派遣をお願いする方法もあるが、制度や施策等に違いがある場合、自治体の裁量に左右されることが多い。このほか、不就学のろう高齢者や、視

覚・知的・精神など重複障害を有するろう者の場合、彼らの手話を読み取って通訳するには、その方面の知識が求められるし、熟練者が必要となる場合がある。この場合も、一地域に登録している手話通訳者の範囲だけで対応するのは困難である。



④複数の市町村のろう者が参加する場合
例一地域における学習会や勉強会、講演会等の催しに複数の市町村のろう者が参加

この場合、コミュニケーション支援事業の対象外と行政判断されることが多い。

主催が地域の聴覚障害者協会や、社会学習を目的とした講演会であったとしても、地域行政の判断で、手話通訳が派遣

されないケースもある。



このように、「地域社会」という枠組み以外のところに、様々なニーズが出てきています。

「地域バリア」の問題

登録する手話通訳者が少ないため、聴覚障害者情報提供施設などと契約を交わし、ここに登録された手話通訳者を派遣してもらう形でサポートを受けている地域が多い一方、単独で派遣事業を実施している地域もあります。

このように地域により施策や制度がまちまちである上に、解釈や運用が行政の裁量によって左右される面があることも相まって、横断的かつ広域的な支援が一層難しくなっている実情があります。

それがもとで「地域バリア」的な状況が発生しつづけると言えるでしょう。

この「地域バリア」へと悪化させる原因は次の3点が挙げられるのではないかと思います。

- ・ 派遣対象の範囲などの条件の違い
- ・ 通訳料等の金額の違い
- ・ 通訳料支払いの手続き等の考え方の違い

課題解決のために

選挙（政見放送）や裁判員裁判、広域にわたる大災害、大規模な催し（全国障害者スポーツ大会）など、地域型と広域型の連携で対処することが必要な手話通訳派遣の要請が出ており、これからますます広域的な派遣に対するニーズが高まってくると思われます。

そこで、都道府県の障害者計画の中に、市町村が実施する手話通訳者等派遣事業において、複数の広域的ニーズにも配慮できるように、施策を盛り込むことが必要と考えます。

市町村単独に分断された派遣事業が、さらなる地域バリアの起因とならないため、市町村および県との連携も含めた全県的な手話通訳ネットワークの構築が不可欠です。